

令和3年度（2021年度）高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付実施要領

（令和3年3月31日教育長決定）

高等学校生徒遠距離通学費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金交付に係る事務の取扱いについては、この要領により行うものとする。

1 通学費等負担者について

要綱第2条第3号に規定する通学費等負担者について、世帯において通学費等を負担している者と所得税法における生徒の扶養者が異なる場合であっても、その者からの申し立てにより、その者の生計が同一で、事実上共同して、通学費等を負担し、扶養していることが明らかな場合は、いずれの者も通学費等負担者とみなし、交付申請等ができるものとする。

2 所得基準額について

(1) 要綱第3条第1項第2号の規定による通学費等負担者の基準額は、次の表のとおりとし、収入基準額又は収入基準額の所得換算額のいずれかの額とする。

（千円）

	世帯人員					
	2人以下	3人	4人	5人	6人	7人以上
収入基準額	5,584	6,020	6,296	6,560	6,759	下記「所得換算額」を国税庁が示している「給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づき積算した給与等の金額とする
収入基準額の所得換算額	3,923	4,273	4,493	4,703	4,883	世帯人員が1人増すごとに6人の場合の額に160千円を加算した額

(2) 所得金額とは、前年の所得額をいう。

なお、申請に当たっては、給与所得（俸給、給料、賃金、賞与、諸手当等のすべてを含めた総収入金額。年金、恩給所得は給与所得とみなす。）にあつては1年間の総収入金額から給与所得控除額を差し引いた所得額（給与所得の源泉徴収票における「給与所得控除後の金額」）を、その他の所得（農業、工業、商業及びサービス業の事業等により生ずる所得）の総額にあつては1年間の総収入金額から事業等に要した必要経費及び専従者控除額を差し引いた所得額（当該年度の住民税決定の基礎となった所得額）をいう。

(3) 給与所得の算出について

ア 2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと所得金額を算出すること。

イ 2以上の収入源があつて、給与所得とその他の所得の場合は、給与所得についてはアの例により所得金額を算出すること。

ウ 所得金額の千円未満は切り捨てること。

(4) その他の所得の算出について

ア 農業所得の場合

農作物の収入金額のほか、養蚕・牛・馬・豚・鶏等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額に加算して、収入金額の合計を算出し、これから必要経費（専従者給与を含む。）として、肥料、種苗、蚕種、家畜、家きんの飼料、動力機の燃料等（収入を得るために実際に消費した分）の購入費を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には自家消費分も含めるものとする。

イ 商業、工業、林業及び水産業の所得の場合

年間売上高から売上品原価及び営業経費を必要経費として差し引いた営業利益（税込み）を所得金額とする。

なお、売上品原価には、仕入れ分のうち在庫として残っている分（棚卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、専従者給与・減価償却費業務にかかる公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

ウ その他の所得の場合

自由業、外交員、税理士、大工、左官、行商、日雇い等によって収入を得ている場合又は利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚知人からの援助、失業給付金等によって収入を得ている場合で、それぞれの収入を得るために必要経費（専従者給与を含む。）を要したときは、収入金額からその必要経費を差し引いたものを所得金額とし、必要経費のないときは、収入金額を所得金額とする。

(5) 申請時の所得が主たる生計維持者等の失職（事業所得者の倒産等を含む。）、死亡、離婚その他の理由により前年の所得と著しく異なる場合には、当該事由の生じたときから起算して1年間の所得の推計により認定するものとする。

(6) 世帯人員とは、通学費等負担者及び当該負担者と生計を一にする者（同居又は別居を問わない。）の数の合計数をいう。

3 補助事業者等について

(1) 通学費等負担者が都合により募集停止校所在市町村又は募集停止校遠方市町村から道内及び道外の他の市町村へ住居を移転している場合は、要件を具備しているものとみなす。

(2) 生徒が高校に入学し、要綱第3条に定める補助対象者の要件を具備した後に、通学費等負担者を含む世帯全員が道内及び道外の他の市町村へ都合により住居を移転した場合においても、引き続き通学又は下宿（間借りを含む。以下同じ。）の実態があれば要件を具備しているものとみなす。

4 補助対象経費について

通学費等負担者、PTA、学校振興会、市町村等が生徒の通学を目的にバス会社等と正規に運行契約を締結し、バス等の利用に係る乗車区間、利用期間及びそれらに対する実費負担額が確認できる場合は、当該バス等の利用を公共交通機関の利用とみなし補助の対象とするとともに、当該実費負担額を定期乗車券購入経費とみなし補助対象経費とする。

5 補助金の額について

(1) 要綱別表2の2に基づき、通学費等に係る補助金を算定する場合の基本額は、原則

として、現に購入する公共交通機関が発行する定期乗車券の額により算出するものとするが、運賃・時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法以外の経路及び方法で生徒が通学している場合は、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により通学した場合における定期乗車券の額により算出するものとする。

(2) 要綱別表 2 の 2 の事項により算定した額に 1 円未満の端数が生じた場合は次の事例のとおり基本額を算定する。

ア 事例 1

	定期券の有効期間	定期券の購入額	1 か月当たりの実費負担額		左記の額の調整後の額
4 月	R3. 4. 8～R3. 7. 7	79, 300円	79, 300÷3月＝	26, 433. 3円	26, 434円
5 月			79, 300÷3月＝	26, 433. 3円	26, 433円
6 月			79, 300÷3月＝	26, 433. 3円	26, 433円
計		79, 300円			79, 300円

イ 事例 2

	定期券の有効期間	定期券の購入額	1 か月当たりの実費負担額		左記の額の調整後の額
9 月	R3. 9. 23～R3. 12. 22	59, 000円	59, 000÷3月＝	19, 666. 6円	19, 667円
10月			59, 000÷3月＝	19, 666. 6円	19, 667円
11月			59, 000÷3月＝	19, 666. 6円	19, 666円
計		59, 000円			59, 000円

※ 有効期間が複数月である定期乗車券を購入した場合の 1 か月当たりの実費負担額は、定期乗車券額を有効期間月数により除して算定するが、当該額に 1 円未満の端数が生じる場合は、有効期間の開始月分から順次小数点以下第 1 位を切り上げた額として調整し、その合計額を定期乗車券の購入額に一致させるものとする。

(3) 要綱別表 2 の 3 の事項に基づき、下宿において部屋代の額が明確でない場合は、部屋代に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれに定めるとおりとする。

ア 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合は、その支払額の 100 分の 40 に相当する額

イ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道料金などの光熱水費が含まれている場合は、その支払額の 100 分の 90 に相当する額

(4) 定期乗車券（有効期間が複数月である定期乗車券も含む。）の有効期間が月の中途

から始まり、翌月に及ぶ場合にあっては次のとおりとする。

ア 有効期間が月の中途から始まり、当該月に通学した実態があるときについては、当該月分の実績として確認を行い、要綱別表 2 の 2 に基づく補助金の算定の対象とする。この場合においては、翌月に係る有効期間における通学の実態については、その有無に関わらず翌月分の実績としては算定の対象としない。

イ 有効期間が月の中途から始まり、当該月に通学した実態がなく、翌月に係る有効期間において通学した実態があるときについては、翌月分の実績として確認を行い、要綱別表 2 の 2 に基づく補助金の算定の対象とする。ただし、当該有効期間満了後、新たに購入した定期乗車券の有効期間が当該翌月の中途から始まり翌々月に及ぶ場合（有効期間が複数月である定期乗車券の場合にあっては、当該有効期間内における初日から 1 か月ごとの期間のうち、各期間の始まりが月の中途の場合も含む。）において、当該翌月の中途以降に通学した実態があるときについては、翌月分の実績として確認を行い、要綱別表 2 の 2 に基づく補助金の算定の対象とする。この場合において、要綱別表 2 の 2 に基づく補助金の算定については、前段の翌月分実績と後段の翌月分実績を合算せず、それぞれの実績に対して行うものとする。

ウ 定期乗車券（有効期間が複数月である定期乗車券も含む。）の有効期間が 3 月の中途から始まる場合については、3 月中の有効期間内に通学した実態がなく、4 月初日から有効期間の終期において通学した実態がある場合は、翌年度の要綱に基づく翌年度分の実績として、交付申請に含めるものとする。

(5) 定期乗車券の有効期間の途中で、住所の変更等により補助の要件を具備しなくなった場合には、要件を具備しなくなった日の前日の属する有効期間（有効期間が複数月である定期乗車券の当該期間内における初日から 1 か月ごとの期間のうち、要件を具備しなくなった日の前日の属する有効期間を含む。）の定期乗車券の始期以降の有効期間内に通学した実態を確認できたものについては、その有効期間の定期乗車券の額（有効期間が複数月である場合は、当該定期乗車券の額を有効期間月数で除した額）を要綱別表 2 の 2 に基づく補助金の算定の対象とする。

(6) 下宿に居住していて、月の途中で住居の変更等により補助の要件を具備しなくなった場合には、当該月分の支払った部屋代及び通学した実態を確認できたものについては、要綱別表 2 の 3 に基づく補助金の算定の対象とする。

6 交付申請書類の提出について

(1) 交付申請は、年度当初に通学を開始した日における通学方法、定期乗車券購入額及び部屋代などの経費等に基づき行うものとする。ただし、平日専用の定期乗車券購入等、年度当初に通学を開始した日以降、月によって経費の変動が見込まれるなど、基本額の算定が困難な場合には、通常（土日を含む）の 1 か月を有効期間とする定期乗車券等の経費に基づき行うものとする。

(2) 冬期間のみ下宿をするなど、8 月以降に補助要件に該当した場合は、当該事実発生後 30 日以内に申請書を提出するものとする。

(3) 校長は、通学費等負担者から要綱第 7 条に定める交付申請書を受理したときは、書類の確認を行い、通学費にあっては定期乗車券の写し、下宿費にあっては下宿等賃貸契約書及び家賃領収書の写しを確認の上、高等学校通学費等補助金交付申請一覧表（別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式）を作成し、交付申請書を添付の上、公立高等学校の生徒については管轄の教育局に、私立高等学校の生徒については総務部教育・法人局学事課を経由して教育庁学校教育局高校教育課に提出するものとする。

(4) 交付申請書に添付する所得証明書は、通学費等負担者の所得証明願（別記第 3 号様

式)による依頼等に基づいて市町村が発行する所得証明書、市町村の指定する様式の所得証明書、納税通知書又は個人番号カードの写し等(個人番号カード・個人番号が記載された住民票の写し)のほか、給与所得者にあつては、源泉徴収票(年末調整後のもの)、給与支払者の証明する給与支払証明書又は特別徴収税額の決定・変更通知書(源泉徴収票(年末調整後のもの)又は給与支払者の証明する給与支払証明書については、控除対象の配偶者及び扶養親族の合計数、また、16歳未満の扶養親族がいる場合にあつては、16歳未満の扶養親族の合計数が記載されているもの。)とする。

7 変更申請書の提出について

要綱第8条に定める通学費等補助金変更承認申請書は、当該事実発生後30日以内に提出するものとする。

8 交付の通知

教育長又は教育局長は、補助金の交付の決定をしたときは、決定の内容及びこれに付した条件を別に定める指令文(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

9 実績報告書の提出について

- (1) 校長は、通学費等負担者から要綱第9条に定める書類を受領したときは、実績に係る資料(別記第5号様式及び第6号様式)により通学及び下宿の確認を行うとともに、高等学校通学費等補助金交付実績報告一覧表(別記第7号様式及び第8号様式)を作成し、実績報告書を添付の上、公立高等学校の生徒については管轄の教育局に、私立高等学校の生徒については総務部教育・法人局学事課に提出するものとする。
- (2) 年度途中で、住所の変更、転学等の事由により補助の要件を具備しなくなった場合は、当該事実発生後30日以内に実績報告書を提出するものとする。

10 補助金の概算払について

- (1) 概算払は、通学又は下宿の実績に基づき、要綱別表2の2の事項又は同表3の事項により算定し、補助対象の確認ができた月の分を対象とする。
- (2) 通学費等負担者は、概算払を申請する時点における実績に係る資料(別記第5号様式又は第6号様式)を添付して、校長に概算払申請書を提出するものとする。
- (3) 校長は、通学費等負担者から概算払申請書を受領したときは、実績に係る資料(別記第5号様式及び第6号様式)により通学した実態の確認を行った上で、公立高等学校の生徒については管轄の教育局に、私立高等学校の生徒については総務部教育・法人局学事課に提出するものとする。

11 市町村等から補助金等を受給している場合の額の確定について

要綱第6条第2項に定める市町村等からの補助金等の交付を受けている場合については、要綱別表2の2の事項及び同表3の事項により算定した補助金額と年間市町村等補助金等の額の合計額が年額実費負担額を超える場合に限り、年額実費負担額から当該市町村等補助金額を差し引いた額を補助金の額として確定するものとする。

12 補助金の支給の始期等について

(1) 新規認定の場合

ア 通学費補助

要綱第7条における期日までに校長に申請書を提出した場合は、通学の実事が発

生した日から支給するものとする。ただし、期日以降に申請書の提出があった場合には、当該申請のあった日の属する有効期間の定期乗車券の分から支給するものとし、当該定期乗車券の有効期間が複数月である場合は申請のあった日の属する有効月分から支給するものとし、次の事例のとおり支給するものとする。

(ア) 4月6日に定期券を使用して通学を開始したが、交付申請書の提出が提出期日を経過した8月22日となり、交付申請時に有効期間が3か月の定期乗車券を利用している場合

(イ) 4月26日に定期券を使用して通学を開始したが、交付申請書の提出が提出期日を経過した8月22日となり、交付申請時に有効期間が6か月の定期乗車券を利用している場合

事実発生日	提出期日	申請書提出					
4/6	7/31	8/22					
(ア)	6/6	7/6	8/6	9/5			
(イ)	4/26	5/26	6/26	7/26	8/26	9/26	10/25
定期乗車券の購入方法		取扱い					
(ア) 定期乗車券の有効期間が6月6日から9月5日までの3か月の場合		8月6日以降の実費負担分から補助金を支給する					
(イ) 定期乗車券の有効期間が4月26日から10月25日までの6か月の場合		7月26日以降の実費負担分から補助金を支給する					

イ 下宿費補助

要綱第7条における期日までに校長に申請書を提出した場合は、下宿に居住した月から支給するものとする。ただし、期日以降に申請書の提出があった場合には、当該申請のあった日の属する月から支給するものとする。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(2) 増(減)額認定の場合

ア 通学費補助

要綱第8条に定める住所の変更、転学等の事由により変更承認申請書を校長に提出した場合の改定後の補助金の支給の始期は、要領第12の(1)のアのとおりとする。ただし、減額改定の場合にあつては、当該事由の発生した日から支給するものとする。

イ 下宿費補助

要綱第8条に定める住所の変更、転学等の事由により変更承認申請書を校長に提出した場合の改定後の補助金の支給の始期は、次のとおりとする。

(ア) 増額改定の場合

期日までに校長に申請書を提出した場合は、下宿に居住した月から改定するものとする。ただし、期日以降に申請書の提出があった場合には、当該申請のあった日の属する月から改定するものとする。

(イ) 減額改定の場合

当該事由の発生した月から改定するものとする。

ウ イの場合において、事実発生日が月の中途の場合は、当該事由発生前と事由発生後の部屋代の合計額を事由発生後の1か月当たりの部屋代額の基本額とする。

13 通学実態のない月の取扱いについて

- (1) 有効期間が1か月の定期乗車券を購入した場合において、有効期間の初日から末日まで通学した実態がないときは、当該期間における補助金は交付しない。
- (2) 有効期間が複数月である定期乗車券を購入した場合において、当該期間内における初日から1か月ごとの期間内において通学した実態がないときは、当該期間における通学費に係る補助金は交付しない。
- (3) 卒業式以外の日において通学した実態がないときは、最終学年次における3月分の通学費に係る補助金は交付しない。

14 書類の審査及び補助金の交付

- (1) 管轄の教育局長は、公立高等学校の校長から提出された書類を審査し、通学費等負担者に補助金を交付するものとする。
- (2) 総務部教育・法人局学事課長は、私立高等学校の校長から提出された書類を審査し、教育長が別に指示する日までに当該書類一式を教育長に提出するものとする。
- (3) 教育長は、総務部教育・法人局学事課長から提出された書類を基に通学費等負担者に補助金を交付するものとする。

15 補助金の支給方法について

補助金は、口座振替申出書（別記第9号様式）により通学費等負担者が指定した預金口座に振り込むものとする。